

多摩市分別収集計画

平成 19 年 6 月

多 摩 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	5

多摩市分別収集計画

平成 19 年 6 月

1 計画策定の意義

持続可能な社会を創造し、地球環境問題の解決に一步でも近づけるためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

平成 19 年度現在本市においては、市内に最終処分場を確保することが困難であるため、多摩地区の 26 市町で構成する東京たま広域資源循環組合に加盟し、同組合が運営する日の出町の二ツ塚最終処分場に中間処理した廃棄物を埋立処分しています。しかし、今後さらに新しい最終処分場を確保することは、困難な状況となっております。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集するため、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の有効利用を図るとともに、循環型社会の形成を図るものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・ 容器包装廃棄物の発生排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりをめざします。
- ・ すべての関係者の一体となった取り組みにより、環境負荷の低減に努めます。
- ・ 市民・事業者・行政が、ごみについてそれぞれの役割に基づき責任を持って行動します。
- ・ 循環型社会形成に向けた処理システムの整備を進めます。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 20 年 4 月を始期とする 5 カ年とし、3 年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	5,682 t	5,632 t	5,582 t	5,534 t	5,484 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

方 策	事 業 内 容
1)エコショップ認定制度	簡易包装や包装容器の自主回収などに取り組んでいる小売販売店を認定し、消費者と店舗等の相互協力によるごみの減量化・リサイクルの促進を図ります。
2)集団回収補助制度	住民団体による資源回収において、住民団体への補助金交付及び資源回収業者への助成金の交付、情報提供や機材の貸与等により民間の資源回収システムを支援することにより、ごみの排出抑制を図ります。
3)メディアを用いた啓発	市広報等に廃棄物処理の特集の掲載、ごみ情報誌の発行、CATVやFM放送、タウン誌等可能な媒体を利用し、きめ細かなごみ情報の提供を行います。
4)小中学校副読本及びビデオ作成等	環境教育の一環として、小中学校副読本及びビデオの作成、また環境部職員による講師派遣を行います。
5)廃棄物減量等推進員制度	各自治会・管理組合からの推薦により推進員を委嘱し、研修会などを通してごみに対する理解を深めてもらい、地域に密着したごみの減量を推進します。
6)施設見学会やごみ減量説明会の開催	資源化センター・清掃工場・最終処分場などの清掃施設の見学会や地域でのごみ減量説明会を実施します。
7)資源化センターにおける啓発活動	施設では啓発関係の展示や講習会を実施するとともに、市民の自主的なリサイクル活動を推進することを目的とした多目的ホール及び多目的広場を貸し出します。

8)リサイクルセンターとの連携 (多摩ニュータウン環境組合)	自転車や家具などの粗大ごみの再生修理・販売を行うとともに、不用品交換情報の提供や環境問題全般の図書・資料コーナーを活用し、ごみ減量に向けて市民、事業者、行政が一体となった地域活動の拠点としていきます。
9)マイバッグ持参及びレジ袋削減の促進	繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、市民や小売店と協力してレジ袋削減運動を展開します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(第8条第2項第3号)

本市における廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定めます。

また、本市が有する収集機材、廃棄物処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(P E T)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	246t		246t		245t		245t		244t	
主としてアルミ製の容器	185t		184t		184t		184t		183t	
無色のガラス製容器	492t		491t		491t		490t		489t	
	(引渡) 492t	(独自処理)	(引渡) 491t	(独自処理)	(引渡) 491t	(独自処理)	(引渡) 490t	(独自処理)	(引渡) 489t	(独自処理)
茶色のガラス製容器	185t		184t		184t		184t		183t	
	(引渡) 185t	(独自処理)	(引渡) 184t	(独自処理)	(引渡) 184t	(独自処理)	(引渡) 184t	(独自処理)	(引渡) 183t	(独自処理)
その他のガラス製容器	370t		368t		368t		367t		366t	
	(引渡) 370t	(独自処理)	(引渡) 368t	(独自処理)	(引渡) 368t	(独自処理)	(引渡) 367t	(独自処理)	(引渡) 366t	(独自処理)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	62t		61t		61t		61t		61t	
主として段ボール製の容器包装	861t		860t		858t		857t		855t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	763t		762t		760t		759t		758t	
	(引渡) 763t	(独自処理)	(引渡) 762t	(独自処理)	(引渡) 760t	(独自処理)	(引渡) 759t	(独自処理)	(引渡) 758t	(独自処理)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	492t		491t		491t		489		489	
	(引渡) 350t	(独自処理) 142t	(引渡) 350t	(独自処理) 141t	(引渡) 350t	(独自処理) 141t	(引渡) 350t	(独自処理) 139t	(引渡) 350t	(独自処理) 139t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	2,025t		1,984t		1,940t		1,897t		1,856t	
	(引渡) 2,025t	(独自処理)	(引渡) 1,984t	(独自処理)	(引渡) 1,940t	(独自処理)	(引渡) 1,897t	(独自処理)	(引渡) 1,856t	(独自処理)
	(うち白色トレイ)	1t		1t		1t		1t		1t
	(引渡) 1t	(独自処理)	(引渡) 1t	(独自処理)	(引渡) 1t	(独自処理)	(引渡) 1t	(独自処理)	(引渡) 1t	(独自処理)

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績に予測変化率を乗じ算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等施設
缶	市による定期回収	多摩市立資源化センター
びん		
紙パック		
段ボール		
ペットボトル		
その他紙製容器		
白色トレイ		
その他プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

分別収集した資源物は、多摩市立資源化センターにおいて、選別・圧縮・梱包・保管します。

収集に係る分別区分	排出容器	収集車	中間処理
缶	コンテナ	パッカー車・トラック車	多摩市立資源化センター
びん			
ペットボトル			
紙パック	東ねて出す		
段ボール			
その他紙製容器			
白色トレイ	コンテナ		
その他プラスチック	袋で出す		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(第8条第2項第7号)

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、推進体制を整備していきます。

分別収集計画を実効あるものにするために、廃棄物減量等推進審議会において具体的な意見を求めるとともに、廃棄物減量等推進員制度を活用し、地域に根づいた自主的な地域活動を推進します。